



京都府内の地域産業保健センター

センター名	事業所所在地、電話・FAX	管轄地域	担当者 (コーディネーター) 携帯電話	メールアドレス
京都上地域産業保健センター		上京区、中京区、左京区、北区、右京区、西京区	上地域 080-5952-8477	kyotofu-nanbu@kyotos.johas.go.jp
京都下地域産業保健センター	〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地 (一社) 京都府医師会館 4階 ☎075-468-1144	下京区、南区、東山区、山科区、長岡京市、向日市、乙訓郡	下地域 080-6569-9331	
京都南地域産業保健センター		伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡	南地域 080-5952-8479	
中丹地域産業保健センター	〒620-0054 福知山市末広町2-9 交友会館 3階 (公社) 京都労働基準協会 福知山支部内 ☎0773-24-1055	福知山市、綾部市	080-5952-8481	chutan@kyotos.johas.go.jp
舞鶴地域産業保健センター	〒624-0913 舞鶴市大字上安久小字安久谷原381-2 (公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部内 ☎0773-77-5755	舞鶴市	080-5952-8483 080-5952-8480	maiduru@kyotos.johas.go.jp
丹後地域産業保健センター	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷868 峰山町織物センター内 (公社) 京都労働基準協会 丹後支部内 ☎0772-62-2344	京丹後市、宮津市、与謝郡	080-5952-8484 080-5952-8485	tango@kyotos.johas.go.jp
京都中部地域産業保健センター	〒622-0003 南丹市園部町新町49-1 (公社) 京都労働基準協会 園部支部内 ☎0771-86-8811	亀岡市、南丹市、船井郡	080-5952-8486 080-5952-8487	chubu@kyotos.johas.go.jp

独立行政法人 労働者健康安全機構
京都産業保健総合支援センター

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1
アーバネックス御池ビル東館5階(地下鉄烏丸御池駅 出口3-1)
TEL: (075) 212-2600 FAX: (075) 212-2700
ホームページ: <http://www.kyotos.johas.go.jp>

産業保健活動支援事業のご案内

INFORMATION



独立行政法人 労働者健康安全機構
京都産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センターとは

本格的な高齢化社会の到来、産業構造の変化等、労働者を取り巻く環境が変化する中で、一般健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者は、5割を超える状況となっています。

最近の厳しい経済情勢の中で就労に伴う疲労やストレスの増大を訴える労働者の割合も増加しており、過重労働による健康障害防止・職場におけるメンタルヘルス対策及び喫煙対策等が社会的関心を集めています。

京都産業保健総合支援センターは、平成7年から労働者の健康確保を図るため、事業者、産業医、看護職、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健関係者、健康診断等を実施する産業保健機関等を支援し、産業保健活動の一層の活性化を図る拠点として活動しています。

1 窓口相談・実地相談 (事前予約制)

相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口または電話で相談に応じ、解決方法を助言します。また、職場巡視等の実践的活動については専門スタッフが現地に赴いて具体的方法を助言します。



産業保健総合支援センターの専門スタッフ

各分野の専門スタッフが、健康管理、健康教育等の産業保健活動全般に関する相談に応じます。なお、相談日については、ホームページまたは当センターにお問い合わせください。

専門スタッフの担当分野	相談
産業医	健康診断の事後措置、職業性疾病の予防対策、職場巡視の方法
労働衛生工学	作業環境の改善方法
メンタルヘルス	職場のメンタルヘルスの進め方
労働衛生関係法令	関係法令の解釈
カウンセリング	職場における指導、相談の進め方
保健指導	職場における保健指導
両立支援	職場における治療と職業生活の両立の進め方

2 研修

研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、当センター以外の団体が実施する研修について、教育用教材の貸出、講師の紹介等の支援を行います。



研修風景



3 メンタルヘルス

サポート

- 専門スタッフによる相談窓口
- 事例検討会の実施
- メンタルヘルス対策の普及促進の為の個別訪問支援 (メンタルヘルス対策促進員が訪問支援します)
- 管理者向けメンタルヘルス研修 (1事業場につき原則として1回実施)
- 若年労働者向けメンタルヘルス研修 (1事業場につき原則として1回実施)
- ストレスチェック制度の導入支援
- ストレスチェック実施後の職場の環境改善等に関する支援



4 治療と職業生活の両立支援

支援

治療中の労働者が就労を継続するために事業場に対する支援を行います。「がん」「脳卒中」「心疾患」「糖尿病」「肝疾患」などの疾病を抱える労働者を対象として、事業場との調整支援を行います。



5 情報の提供

情報

産業保健に関する図書・教材等の閲覧・貸出、コピーサービスを行います。産業保健に関するホームページを開設しています。また、メールマガジンを配信し、タイムリーな情報提供を行います。

閲覧室



貸し出し・閲覧資料・機材

図書……………1,831冊
ビデオ・DVD (閲覧のみ) …… 881巻
作業環境測定機器 (研修用) …… 87台



6 広報・啓発

PR

職場における健康管理の重要性を事業主に正しく理解していただくため、事業主セミナーを開催する等の広報・啓発活動を行います。



○月×日△F会議室
産業保健セミナー
○○○○○○○主催

7 常時50名未満の労働者を使用する事業場の産業保健活動の支援

支援

- 脳・心臓疾患のリスクの高い労働者に対する健康相談・保健指導
- メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- 健康診断実施結果に基づく医師の意見聴取・事後措置の実施支援
- 長時間労働者への医師による面接指導
- 高ストレス者への医師による面接指導
- 個別訪問による産業保健指導

支援詳細については、京都産業保健総合支援センター又は各地域産業保健センター (各地産保相談窓口) までお問い合わせください。

